



IWATE BANK NEWS LETTER



2020年1月6日

株式会社 岩手銀行

《いわぎん》「後見制度支援預金」の取扱開始について

岩手銀行（頭取 田口幸雄）では、2020年1月6日（月）より後見制度を利用されるお客さまを対象とした「後見制度支援預金」の取扱いを開始いたします。

本預金は、家庭裁判所が発行する「指示書」に記載された取引のみ行うことができますので、お客さまの大切な財産を守ることができます。

商品の概要については、下記のとおりとなります。

岩手銀行は、今後ともお客さまのご意見を伺いながら、サービスの充実に努めてまいりますので、変わらぬご愛顧を宜しくお願い申し上げます。

記

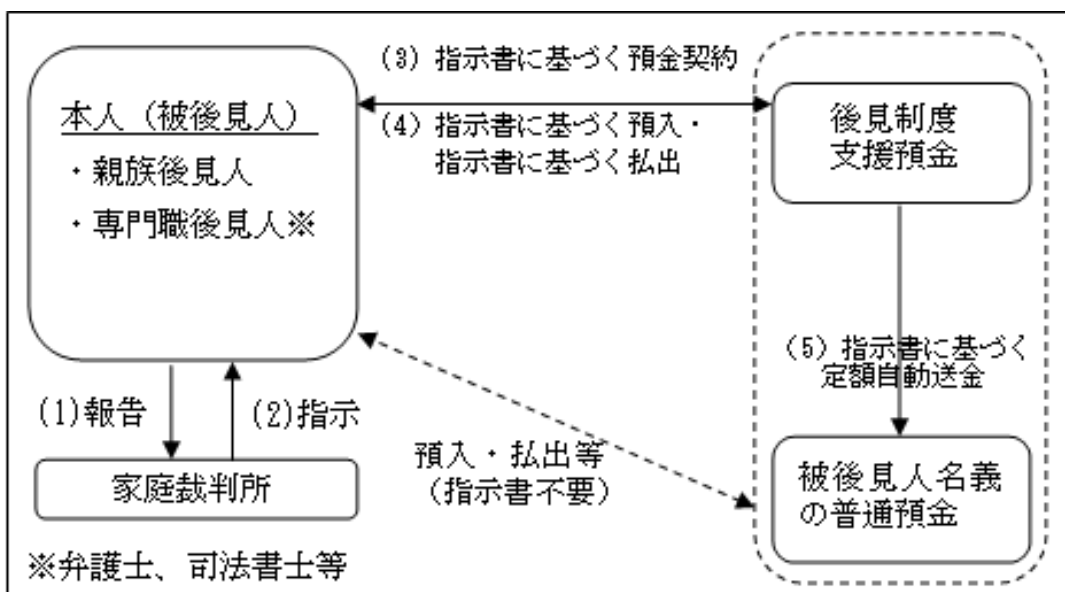
1. 商品名

《いわぎん》後見制度支援預金

2. 取扱開始日

2020年1月6日（月）

3. イメージ図



岩手銀行



IWATE BANK NEWS LETTER



信頼の、さらにその先へ。

3. 商品概要

1. 商品名（愛称）	《いわぎん》後見制度支援預金
2. 対象預金	普通預金（無利息・決済用）
3. 販売対象	後見人が選定されている成年被後見人または未成年被後見人で、家庭裁判所から後見制度支援預金の口座開設にかかる指示書の交付を受けた方
4. 期間	期間の定めはありません。
5. 預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位 （4）その他	<ul style="list-style-type: none">・ 当行の口座開設店窓口でのみ、家庭裁判所から交付された「指示書」に基づく金額を預入できます。・ 1円以上・ 1円単位・ 口座開設、預入の都度、家庭裁判所から交付された「指示書」（謄本）のご提示が必要となります。・ 給与、年金、配当金、振込等による入金は、ご利用できません。
6. 払戻方法 （1）払戻方法 （2）その他	<ul style="list-style-type: none">・ 当行の口座開設店窓口でのみ、家庭裁判所から交付された「指示書」に基づく金額を払戻ができます。・ 払戻の都度、家庭裁判所から交付された「指示書」（謄本）のご提示が必要となります。・ A T M（現金自動預入支払機）、公共料金等の自動引落、インターネットバンキング契約等は、ご利用できません。・ 本口座は、キャッシュカードを発行いたしません。
7. 利息	無利息です。
8. 手数料	<ul style="list-style-type: none">・ 口座開設手数料は、11,000円（税込）です。・ 定額自動送金をご利用になる場合は、当行所定の振込手数料がかかります。
9. 付加できる 特約事項	<ul style="list-style-type: none">・ 家庭裁判所から交付された「指示書」に基づき、本口座と同一の被後見人名義の普通預金口座への定額自動送金をご利用できます。・ 定額自動送金の金額変更等する場合も、家庭裁判所から交付された「指示書」が必要となります。

岩手銀行



IWATE BANK NEWS LETTER



信頼の、さらにその先へ。

10. その他参考となる事項

- ・本口座の開設は、お客さまお一人につき1口座です。
- ・本口座と被後見人名義の普通預金口座は、同一店舗での開設になります。
- ・岩手県内の店舗のみの取扱いとさせていただきます

※詳しくは最寄の当行窓口にお尋ねください。

以 上

【本件ニュースリリースに関するお問い合わせ先】

株式会社岩手銀行 リテール戦略部 佐々木

電話 019-623-1111

岩手銀行